

青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

新型コロナウイルス感染症や豪雪が市民の暮らしに大きな影響を与えていることを踏まえ、市長及び副市長の給料月額について、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで減額措置を講ずるため、条例を改正しようとするもの

2 改正内容

令和 3 年度においても、引き続き、給料月額を市長については 20%減額、副市長については 15%減額とする。

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日